

大阪府後期高齢者医療広域連合 第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）一部改定（素案）新旧対照表

改定案	現行
<p>第 1 章 基本的事項</p> <p>1. 計画策定の背景（略）</p> <p>2. 計画の位置付け</p> <p>第 2 期データヘルス計画は、被保険者の健康の保持増進に必要な事業を効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、健康診査の結果やレセプトのデータ等を活用・分析し、健康課題を明確にした上で、PDCA サイクルに沿って計画を策定していきます。</p> <p>また、第 2 期データヘルス計画は、健康増進法に基づく「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21（第 2 次）」や「大阪府健康増進計画」等を踏まえるとともに、<u>令和元年度に改正された「高齢者の医療の確保に関する法律」をはじめとした関係法令に基づき、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けて、市町村・関係機関等と連携・協力しながら保健事業に取り組むこととします。</u></p> <p>3. 計画の期間（略）</p> <p>（本文 1 行目）</p> <p>平成 30 年度（2018 年度）から <u>令和 5 年度（2023 年度）</u> までの 6 年間</p> <p>第 2 章 大阪府広域連合の背景と現状（略）</p> <p>第 3 章 医療分析（略）</p>	<p>第 1 章 基本的事項</p> <p>1. 計画策定の背景（略）</p> <p>2. 計画の位置付け</p> <p>第 2 期データヘルス計画は、被保険者の健康の保持増進に必要な事業を効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、健康診査の結果やレセプトのデータ等を活用・分析し、健康課題を明確にした上で、PDCA サイクルに沿って計画を策定していきます。</p> <p>また、第 2 期データヘルス計画は、健康増進法に基づく「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21（第 2 次）」や「大阪府健康増進計画」等を踏まえ、市町村・関係機関等と連携・協力しながら保健事業に取り組むこととします。</p> <p>3. 計画の期間（略）</p> <p>（本文 1 行目）</p> <p>平成 30 年度（2018 年度）から <u>平成 35 年度（2023 年度）</u> までの 6 年間</p> <p>第 2 章 大阪府広域連合の背景と現状（略）</p> <p>第 3 章 医療分析（略）</p>

第4章 これまでの保健事業（略）

第5章 保健事業の推進

1. 課題整理と今後の方向性

- 1 健康診査の受診率の向上（略）
- 2 歯科健康診査の全域実施（略）
- 3 生活習慣病の重症化予防

後期高齢者医療に加入してから人工透析になるまでの年月数（平成24年6月～平成29年9月作成分）を見ると、2年以上10年未満では、67%となっており、人工透析患者の半数以上を占めております。

今後は、健康診査の受診結果やレセプト等のデータを分析し、生活習慣病の重症化予防の保健指導を行うとともに、市町村の国民健康保険制度の保健事業からの継続した取組を推進することが必要と考えます。

4 ジェネリック医薬品の利用促進（略）

5 健康づくり対策

「骨・筋骨格系」の疾患を有する被保険者が多いことから、筋力の低下を防いでいくことが重要となります。また、慢性的な持続した痛みを抱えている場合が大きくなるほど、外出を控えるなど心身ともに消極的となります。大阪府の健康寿命が平成25年度におい

第4章 これまでの保健事業（略）

第5章 保健事業の推進

1. 課題整理と今後の方向性

- 1 健康診査の受診率の向上（略）
- 2 歯科健康診査の全域実施（略）
- 3 生活習慣病の重症化予防

後期高齢者医療に加入してから人工透析になるまでの年月数（平成24年6月～平成29年9月作成分）を見ると、2年以上10年未満では、67%となっており、人工透析患者の半数以上を占めております。

今後は、健康診査の受診結果やレセプト等のデータを分析し、市町村と連携して生活習慣病の重症化予防の保健指導を行うことが必要と考えます。

4 ジェネリック医薬品の利用促進（略）

5 健康づくり対策

「骨・筋骨格系」の疾患を有する被保険者が多いことから、筋力の低下を防いでいくことが重要となります。また、慢性的な持続した痛みを抱えている場合が大きくなるほど、外出を控えるなど心身ともに消極的となります。大阪府の健康寿命が平成25年度において男性70.46歳、女性72.49歳であることから、後期高齢者医療に移

て男性 70.46 歳、女性 72.49 歳であることから、後期高齢者医療に移行する前の段階から地域に密着した健康づくりの取り組みが必要と考えます。

加えて、高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しています。こうした高齢者一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな保健事業を実施するため、市町村と連携して、高齢者の保健事業と市町村が実施する介護予防事業等を一体的に推進し、高齢者のフレイル対策の強化に取り組みます。

2. 目的・目標

目的（略）

目標

【中長期的目標】

- 1 生活習慣病の重症化予防や、筋骨格系疾患をはじめとしたフレイル状態の予防により、心身機能の低下を防ぎ医療費の適正化を図る
 - ・定期的な健康診査の実施により、適正医療につなぎ、生活習慣病の重症化を防ぐ。
 - ・被保険者の健康づくりとフレイル状態の予防への取り組みを支援し、筋骨格系疾患になる時期を延伸させ、自立生活の維持・健康の保持増進を図る。

行する前の段階から地域に密着した健康づくりの取り組みが必要と考えます。また、生活を支える「食の楽しみ」を維持できるように、市町村における栄養相談や口腔機能の維持や改善を図るための介護予防教室の活用など、現行の市町村での取り組みについて学びながら、積極的に支援・協力していきます。

2. 目的・目標

目的（略）

目標

【中長期的目標】

- 1 生活習慣病と筋骨格系疾患の予防により医療費の適正化を図る
 - ・定期的な健康診査の実施により、適正医療につなぎ、生活習慣病の重症化を防ぐ。
 - ・被保険者の健康づくりへの取り組みを支援し、筋骨格系疾患になる時期を延伸させ、自立生活の維持・健康の保持増進を図る。

2 人工透析への移行時期の延伸（略）

3 保健事業の体制づくり

・後期高齢者医療の状況を把握し、健康診査の結果やレセプト等から得られる情報等を活用して、被保険者の健康の保持増進のため効果的かつ効率的な保健事業を実施するとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のため、市町村に保健事業の実施を委託する。

・定期的な市町村事業会議を開催し、事業計画の共有が図れるように協力体制づくりに努める。

【短期的目標】

1 健康診査受診率の向上（略）

2 歯科健康診査受診率の向上、口腔ケア情報の啓発（略）

3 生活習慣病の適正受診と重症化の予防（略）

4 ジェネリック医薬品の普及率向上（略）

5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

・市町村が、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る取組を円滑に推進できるよう、現状分析や情報共有、関係機関との調整などの各種支援を行う。

第6章 保健事業実施計画 平成30年度(2018年度)以降

1 健康診査事業

・事業目的～実施期間（略）

・目標（元号の読み替えと目標値表の記を小数点第1位までとする）

2 人工透析への移行時期の延伸（略）

3 保健事業の体制づくり

・被保険者の身近な市町村による効率的で効果的な保健事業を推進するために、市町村に対し、大阪府広域連合の KDB システムデータ提供の普及・促進を図り、情報交換を密にして保健事業の提案や支援を行う。

・定期的な市町村事業会議を開催し、事業計画の共有が図れるように協力体制づくりに努める。

【短期的目標】

1 健康診査受診率の向上（略）

2 歯科健康診査受診率の向上、口腔ケア情報の啓発（略）

3 生活習慣病の適正受診と重症化の予防（略）

4 ジェネリック医薬品の普及率向上（略）

第6章 保健事業実施計画 平成30年度(2018年度)以降

1 健康診査事業（略）

- 2 人間ドック費用助成事業（略）
- 3 重複・頻回受診者訪問指導事業
 - ・事業目的～対象者（略）
 - ・目標（元号の読み替え）
- 4 ジェネリック医薬品使用促進事業
 - ・事業目的～実施期間（略）
 - ・目標（元号の読み替えと目標値の表記を小数点第1位までとする）
- 5 健康診査未受診者受診促進事業
 - ・事業目的～実施期間（略）
 - ・目標（元号の読み替え）
- 6 歯科健康診査事業
 - ・事業目的～実施期間（略）
 - ・目標

事業評価 (評価指標)	目標					
	現状値 H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
歯科健診 受診率	16.6%	18.5%	20.4%	22.3%	24.2%	26.0%

- 7 重症化予防事業1（糖尿病性腎症重症化予防）
 - ・事業目的～実施主体（略）
 - ・対象者
 - ・健康診査結果が、HbA1c6.5%以上かつ、または空腹時血糖 126mg

- 2 人間ドック費用助成事業（略）
- 3 重複・頻回受診者訪問指導事業（略）
- 4 ジェネリック医薬品使用促進事業（略）
- 5 健康診査未受診者受診促進事業（略）
- 6 歯科健康診査事業
 - ・事業目的～実施期間（略）
 - ・目標

事業評価 (評価指標)	目標					
	H 3 0 (2018)	H 3 1 (2019)	H 3 2 (2020)	H 3 3 (2021)	H 3 4 (2022)	H 3 5 (2023)
歯科健診 受診率	5.00%	5.50%	6.00%	6.50%	7.00%	7.50%

- 7 重症化予防事業1（糖尿病性腎症重症化予防）
 - ・事業目的～実施主体（略）
 - ・対象者
 - ・前年度の健診結果で「HbA1c6.5%以上または、空腹時血糖 126mg

／dl 以上

・上記に該当し、65歳から84歳で、健康診査後に生活習慣病に関する医科受診をしていない被保険者

・実施期間 通年

・目標

事業評価 (評価指標)	目標						
	現状値	現状値	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
	H29 (2017)	H30 (2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
医療 受診率	73.3%	83.2%	86.6%	90.0%	93.4%	96.8%	100%

8 重症化予防事業2 (高血圧症重症化予防)

・事業目的～実施主体 (略)

・対象者

・健康診査結果が、収縮期血圧 160mmHg 以上かつ、または拡張期血圧が 100mmHg 以上

・上記に該当し、年齢が65歳から84歳で、健康診査後に生活習慣病に関する医科受診をしていない被保険者

・【参考】(略)

・実施期間 通年

・目標

事業評価	目標
------	----

／dl 以上」で、かつ「尿蛋白1 +以上」

・上記の判定に該当し、年度末年齢が65歳から84歳まで、基準日より過去6ヶ月間に健診結果に基づく医科受診をしていない被保険者

・実施期間 年1回

・目標

事業評価 (評価指標)	目標							
	現状値	前計画 目標値	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5
	(H 2 8)	(H 2 9)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
受診者数	28人	15人	30人	32人	32人	35人	35人	35人

8 重症化予防事業2 (高血圧症重症化予防)

・事業目的～実施主体 (略)

・対象者

・前年度健診受診者でKDBシステムから抽出した重症化予防対象者のうち、収縮期血圧が 160mmHg 以上かつ、または拡張期血圧が 100mmHg 以上の「Ⅱ度高血圧」「Ⅲ度高血圧」に該当し、かつ医科レセプトのない被保険者

・【参考】(略)

・実施期間 年1回

・目標

事業評価	目標
------	----

(評価指標)	現状値	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
	H30 (2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
医療 受診率	73.8%	79.1%	84.4%	89.7%	95.0%	100%

(評価指標)	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5
	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
受診者数	30人	35人	37人	40人	45人	50人

9 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

・区分 新規（令和2年度～）

・事業目的

高齢者が身近な場所で健康づくりに参加するとともに、フレイル状態の高齢者を適切な医療や介護サービスにつなげ疾病予防・重症化予防を促進することにより健康寿命を延伸する。

・事業内容

(1) 市町村の取組

① KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握

② ハイリスクアプローチ・・・ア～ウのいずれか一つ以上を実施

ア 低栄養防止・重症化予防の取組

イ 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組

ウ 健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続

③ ポピュレーションアプローチ・・・ア～ウ全てを実施

ア フレイル予防の普及啓発活動、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談等

イ 後期高齢者の質問票の活用や血圧・体力測定等、その結果に応じた保健指導等

ウ 個々の状態に応じた、健診や医療の受診勧奨、介護サービスの利用勧奨等

(2) 大阪府広域連合の取組

① データヘルス計画実施に伴う分析事業

・市町村の取組を支援するため、健康診査の結果やレセプト等の分析結果を提供

② 高齢者のフレイル予防情報提供事業

・フレイル予防について被保険者及び地域住民の理解が広がるよう、健康診査・歯科健康診査結果よりフレイルの恐れがある被保険者へ予防に関する情報を提供

③ ICTを活用した分かりやすい健康診査結果通知事業

・被保険者の主体的な健康づくりを支援するため、ICT等を利用して本人に分かりやすく健康診査・歯科健康診査結果を通知

・事業目標

フレイル状態など高齢者の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、大阪府後期連合から委託を受けた市町村が、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの両面からフレイル予防に取り組む。

・実施方法

大阪府広域連合から委託を受けた市町村において、後期高齢者のフレイル予防事業を、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施する。

・実施主体 大阪府広域連合が市町村へ委託

・対象者 健康及びフレイル状態等にある被保険者

・実施期間 通年

・目標

事業評価 (評価指標)	目標			
	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
実施市町村数 (%)	11 (25.6%)	32 (74.4%)	39 (90.7%)	43 (100%)

第7章 今後の保健事業体制づくり

1. 市町村との連携

・保健事業を進めるためには、被保険者の身近な市町村で実施することがより効率的で効果的と思われます。そのためには、構成市町村が実施する保健事業や介護予防の取組との連携や協力が必要不可欠です。

また、医療介護連携事業や地域包括ケアシステムの構築を実現していく上では、地域住民に身近な市町村と連携することがより重要となってきます。

・大阪府広域連合としては、毎年度定期的に、市町村の後期高齢者医療担当者及び保健事業担当者等による保健事業会議を開催し、事業計画の趣旨や内容を共有できるように協力体制づくりに努めます。

・大阪府広域連合の KDB システム に関し、市町村における 地域の健康課題の把握や保健事業の企画・評価等が円滑に行えるよう、その活用を促進するとともに、データ分析結果などの情報交換を密に行い、連携して後期高齢者の保健事業を行っていきます。

第7章 今後の保健事業体制づくり

1. 市町村との連携

・保健事業を進めるためには、被保険者の身近な市町村で実施することがより効率的で効果的と思われます。そのためには、構成市町村との連携や協力が必要不可欠です。

また、医療介護連携事業や地域包括ケアシステムの構築を実現していく上では、地域住民に身近な市町村と連携することがより重要となってきます。

・大阪府広域連合としては、毎年度定期的に、市町村の後期高齢者医療担当者及び保健事業担当者等による保健事業会議を開催し、事業計画の趣旨や内容を共有できるように協力体制づくりに努めます。

・大阪府広域連合の KDB システム の データ提供 に関し、契約締結した市町村とは、データ分析や課題など情報交換を密に行い、連携して後期高齢者の保健事業を行っていきます。

2. 関係団体との連携

- ・大阪府広域連合としては、保健事業の実施をするにあたり医療費等のデータ分析や分析結果を大阪府医師会・大阪府歯科医師会・大阪府薬剤師会や医療機関等と共有し、大阪府高齢者医療懇談会等の会議において事業内容等を協議し意見交換を十分に行い、円滑に実施できるように努めます。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の展開に当たっては、医師会をはじめとする地域の医療関係団体や大阪府国民健康保険団体連合会等の協力が不可欠であるため、市町村における保健事業が円滑に実施できるよう、大阪府とも連携して府単位の職能団体等へ取組内容の説明や協力要請を行います。

第8章 その他

1. データヘルス計画の公表・周知（略）
2. 計画の見直し（略）
3. 個人情報の保護

- ・健康診査及び健康情報等に関わる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」「個人情報保護条例」「国民健康保険組合等における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」「大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」「情報セキュリティポリシー」に基づき管理します。
- ・また、健康診査及び健康情報等に関わる業務を外部に委託する際にも、同様に取り扱われるよう委託契約書に定めます。

2. 関係団体との連携

- ・大阪府広域連合としては、保健事業の実施をするにあたり医療費等のデータ分析や分析結果を大阪府医師会・大阪府歯科医師会・大阪府薬剤師会や医療機関等と共有し、大阪府高齢者医療懇談会等の会議において事業内容等を協議し意見交換を十分に行い、円滑に実施できるように努めます。

第8章 その他

1. データヘルス計画の公表・周知（略）
2. 計画の見直し（略）
3. 個人情報の保護

- ・健康診査及び健康情報等に関わる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」「個人情報保護条例」「国民健康保険組合等における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」「大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」「情報セキュリティポリシー」に基づき管理します。
- ・また、健康診査及び健康情報等に関わる業務を外部に委託する際にも、同様に取り扱われるよう委託契約書に定めます。

・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施における個人情報の取り扱いについては、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）の規定により、大阪府広域連合と市町村の間での KDB システムに掲載されている被保険者の情報の授受が可能となりますが、市町村への保健事業の委託に当たっては、市町村における個人情報保護に係る具体的な措置や情報セキュリティ対策を確認するとともに、市町村から関係機関等へ事業委託を行う場合や保健事業にボランティア参加者等が関わる場合は、当該市町村から関係者へ適切な個人情報管理について指導します。

4. 策定経過

- ・ 平成 27 年 3 月 第 1 期保健事業実施計画(データヘルス計画)策定
- ・ 平成 30 年 6 月 第 2 期保健事業実施計画(データヘルス計画)策定
- ・ 令和 2 年 3 月 第 2 期保健事業実施計画(データヘルス計画)一部改定